

平成27年度事業報告書

【総括】

27年度は、司法書士法改正に向けて確実に一步進むものとの期待感がありましたが、全国的に見た場合の不祥事の発生等諸々の事情があったとはいえ、法改正の流れが頓挫してしまったことは残念と言わざるを得ません。そうした中で、日司連では、第一次日司連案を見直すという三河尻新執行部が誕生したことから、法改正は、振り出しからやり直すこととなりました。

本会では、「司法書士の使命及び職責は、国民の権利の擁護と公正な社会の実現にあり、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」という基本に立ち返って、会員に自覚を促し、適正かつ信頼性の高い業務を遂行してもらうため、会員の執務の改善進歩を図るための事業執行を心掛け、また、地域の担い手として、地域事情を抱える市民のニーズに応えて、司法書士が「身近なくらしの法律家」であることを顕示できる事業に前向きに取り組む姿勢で、以下の4つの重点事業を中心に事業を執行しました。

1 会員の執務の適正化及び資質の向上を図るための研修の充実

まず、県民の権利の保護に寄与するためには、会員の執務の適正化及び資質の向上を図ることが第一であるとして、会員研修や一部の支部研修会を利用したの会員に対する指導及び情報提供や日司連役員による実例等を用いた分かりやすい倫理研修も実施しました。更に、年次制研修では、年次対象者のみならず全会員を対象とすることで、職責の意義と司法書士としての倫理の自覚を会員に促す機会としました。

また、資質の向上を図るためには、会員へ研修の受講を促すことと、研修を充実させることが不可欠であることから、まず、前者については、研修規則を改正し、12単位取得を義務とする、いわゆる研修の義務化を実施しました。研修受講による所定単位の取得は、業務を行う専門家としての最低限の義務であるということを念頭に、会全員の12単位取得達成を目指しました。残念ながら目標には届きませんでしたが、全員が取得できた支部も複数あり、26年度との比較においてはかなりの成果が得られたと評価できます。

更に、ブロック研修及び支部研修を充実させたことによって、全会員を対象とした「会員研修会」への出席率はやや下がったものの、全体的な単位取得率が上がったことは、会員にとって参加しやすい研修を実施できたものと考えます。

2 本会の危機管理体制の整備及び効率的な執行体制の確立

近年の自然災害等の教訓から、会員の安否確認及び連絡体制の確立が急務であるとして、27年度は、会員に安否確認のためのEメール登録の再呼び掛け及び試

験送信を実施し、システムの基盤を整えました。8割を超える会員の登録が完了したものの、事の性質上、全会員登録の課題や受信エラーへの対処法等、今後の改善に向けた検討事項を確認することもできました。

対外的には、本会と弁護士会・税理士会とにおいて災害支援活動連絡会を発足させ、その後、土地家屋調査士会も加わって、長野県と、災害時の相談業務支援に関する協定を締結し、有事の際の相談体制を整えることができました。

また、不祥事等の危機管理については、役員を対象に、リスク・クライシスコミュニケーション研修会を行って、万一の場合の対応として、記者会見等の実践的な知識や方法を学びました。

執行体制では、広報担当理事の常任理事会への出席を原則にし、特に事業広報に関しての各部間の横の連携をスムーズにしました。部会や委員会における会議では、スカイプ会議を取り入れる等、僅かですが経費節減にも努めました。

更に、メーリングリストの活用により、各部間の情報収集及び役員同士の意識の高揚が図られ、特に、27年度は、支部との連携強化を目指して、会長と支部長会によるメーリングリストを新たに立ち上げ、支部長同士の情報交換及び本会からの連絡事項等に活用しました。

3 公益活動の推進

例年実施している常設電話相談、県下一斉相談、相続登記はお済みですか月間等に加え、山間部における特別相談会、税理士会との合同相談会、更には県立長野図書館での相談会と、相談事業は年々増加の一途をたどっていますが、市民との信頼関係の構築には欠かせない事業と位置付けて、プロボノ活動として、外部からの要請にもできる限り応えてきました。

また、震災被災者の継続的支援をはじめ、高校生の市民法律教室事業、現代社会が抱える貧困・自死・高齢者被害・犯罪被害者問題等に対する相談活動も積極的に行ってまいりました。なお、神城断層地震に関する心配ごと相談は、地元司法書士による対応が可能となったことから、災害対策本部の役目は充分果たせたと判断し、11月の活動を最後に終了し、対策本部を廃止しました。

4 広報を活用した相続登記関連業務の推進

日常業務において、一人ひとりの司法書士が関わる頻度が一番高い相続登記とその関連業務の推進を強力に推し進めていくため、市民に司法書士の存在を知らしめることに主眼をおいた広報を積極的に行いました。中でも、8月3日の司法書士の日には、初の試みとして、相続登記特別相談会を5日に亘って各会員事務所において実施していただきました。信毎（朝刊）に広告を掲載し、多くの市民から相談が寄せられたことは、その効果があったものと考えます。

3月12日には、長野市において開催した関東ブロック司法書士会協議会の「市民公開講座」を本会が主管しました。募集定員500人に対し申込みが殺到、先着順で入場券を事前配付しましたが当日の一般入場者は474人、本会及び関ブロ関

係者を含め518人の参加を得て成功裏に終了しました。第1部の乙武洋匡氏の講演も第2部のロザンの法律トーク&クイズショーもいずれも大好評で、アンケートにも好意的な感想が沢山寄せられました。

市民に、改めて司法書士の存在を知ってもらう貴重な機会になったと確信しました。

次に、平成27年5月26日から空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行されたことを受け、その問題の根源が相続登記の未了等に大きく起因していることから、早期対応を図るべく、急遽、重点事業としての位置づけをして本会執行部にて対応しました。8月には、長野県空き家対策支援協議会の構成団体になり、その設立に参画し、その後の協議会開催、相談対応及び相談マニュアルの作成等にも協力。10月には、同じ協議会の構成員である土地家屋調査士会とも連携して、市町村役場の職員も参加できる土地家屋調査士会研修会へも参加し、法務局、長野県、松本市等の担当者との情報交換を行いました。

本会にあっては、会員の意識形成のために会員研修会でこの問題を取り上げました。また、県下の市町村に個別に出向き、空き家対策に関する問題解決に向けた支援活動内容の説明や相続登記のパンフレットを配付して、本会の積極的な協力をアピールしその活用を促し、会員に対しては、活動状況の情報提供するとともに地元の協議会の委員等に積極的に就任してもらうよう要請しました。

県内市町村全体への浸透にはまだ時間を要すると思われませんが、今後のアプローチの足掛かりとしての活動ができました。